

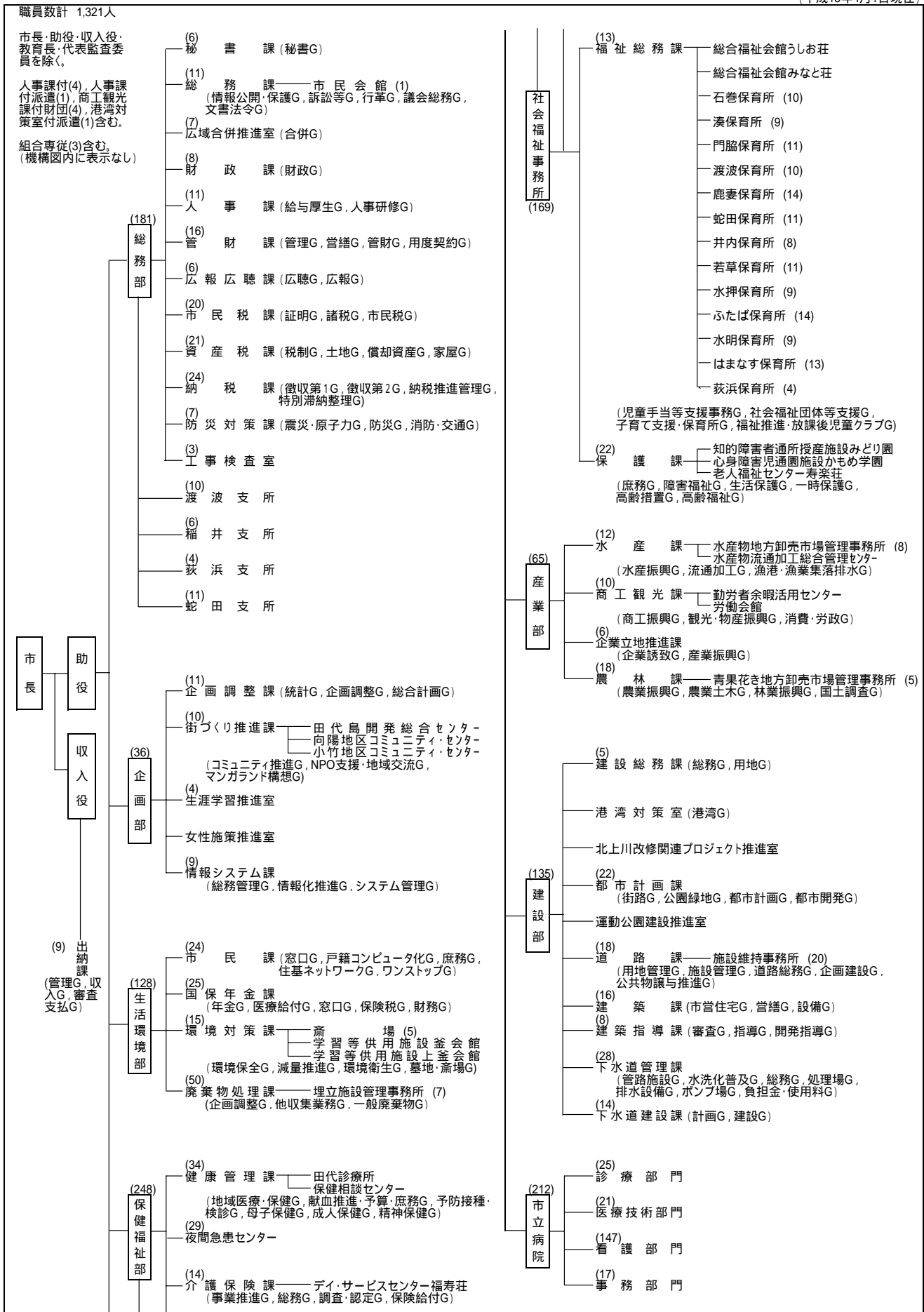
協議第41号 事務組織及び機構の取扱い(その2)

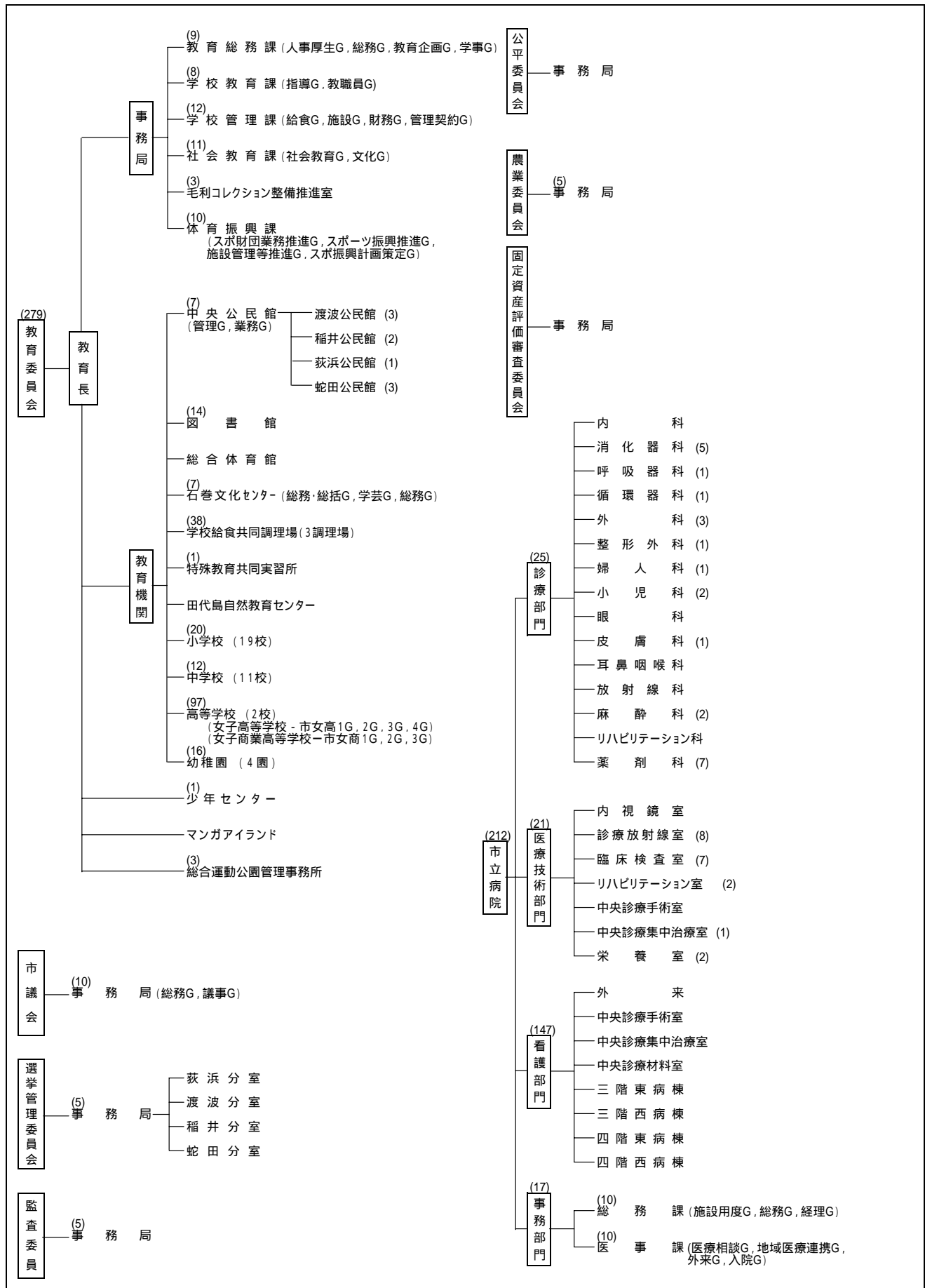
別 冊 資 料

石巻地域合併協議会事務局

石巻市役所組織機構図

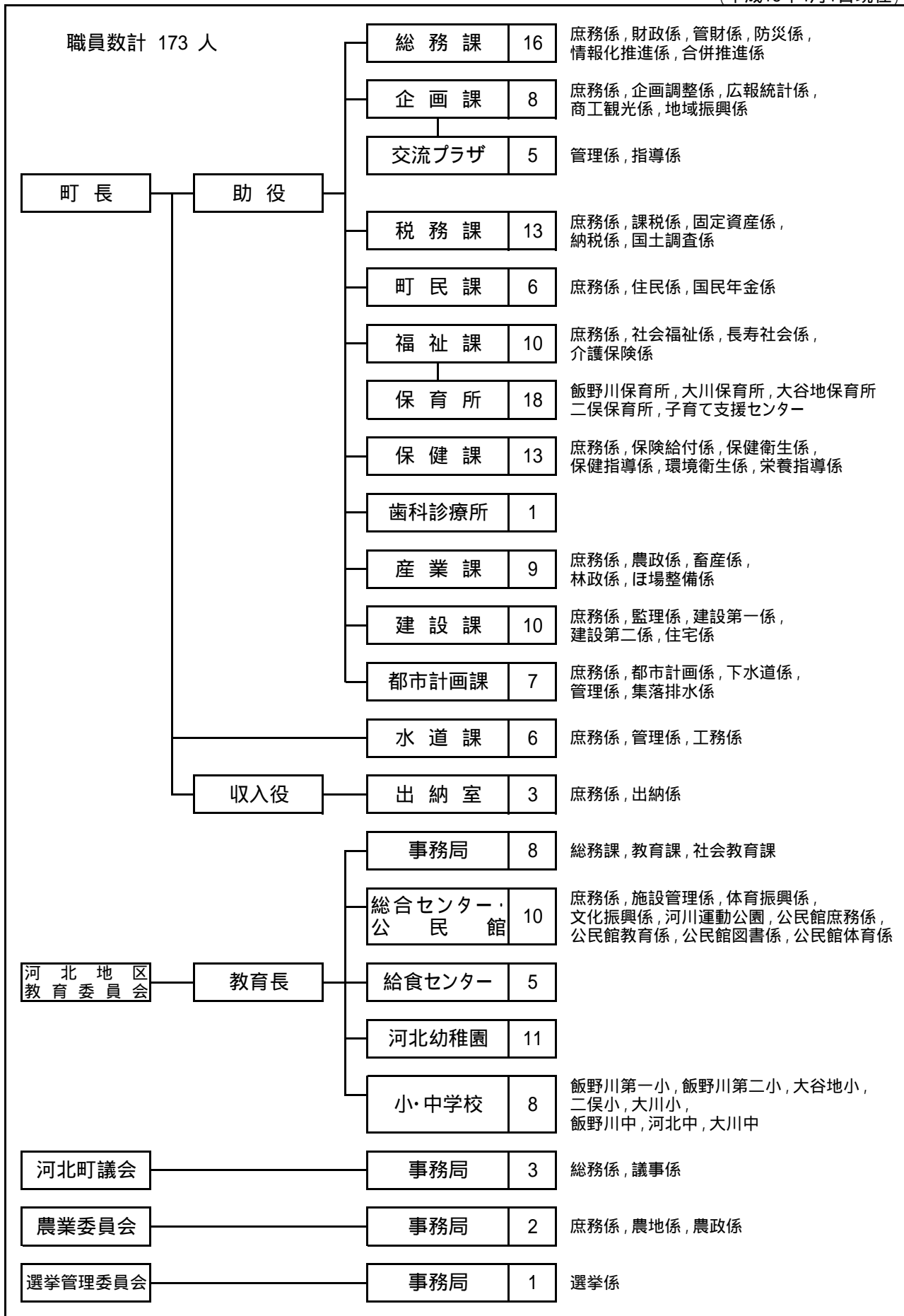
(平成15年4月1日現在)





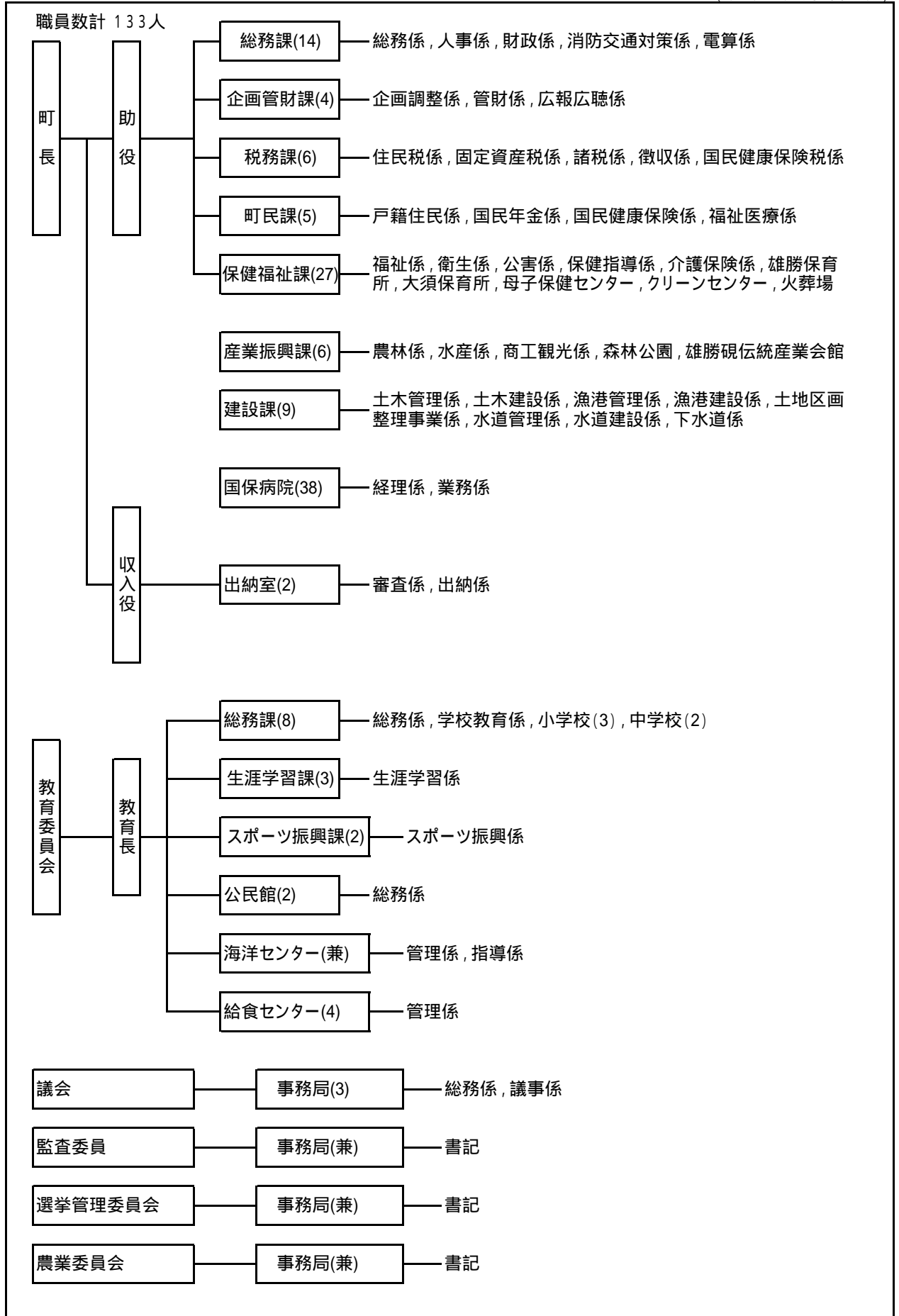
河北町行政組織図

(平成15年4月1日現在)



雄勝町行政組織図

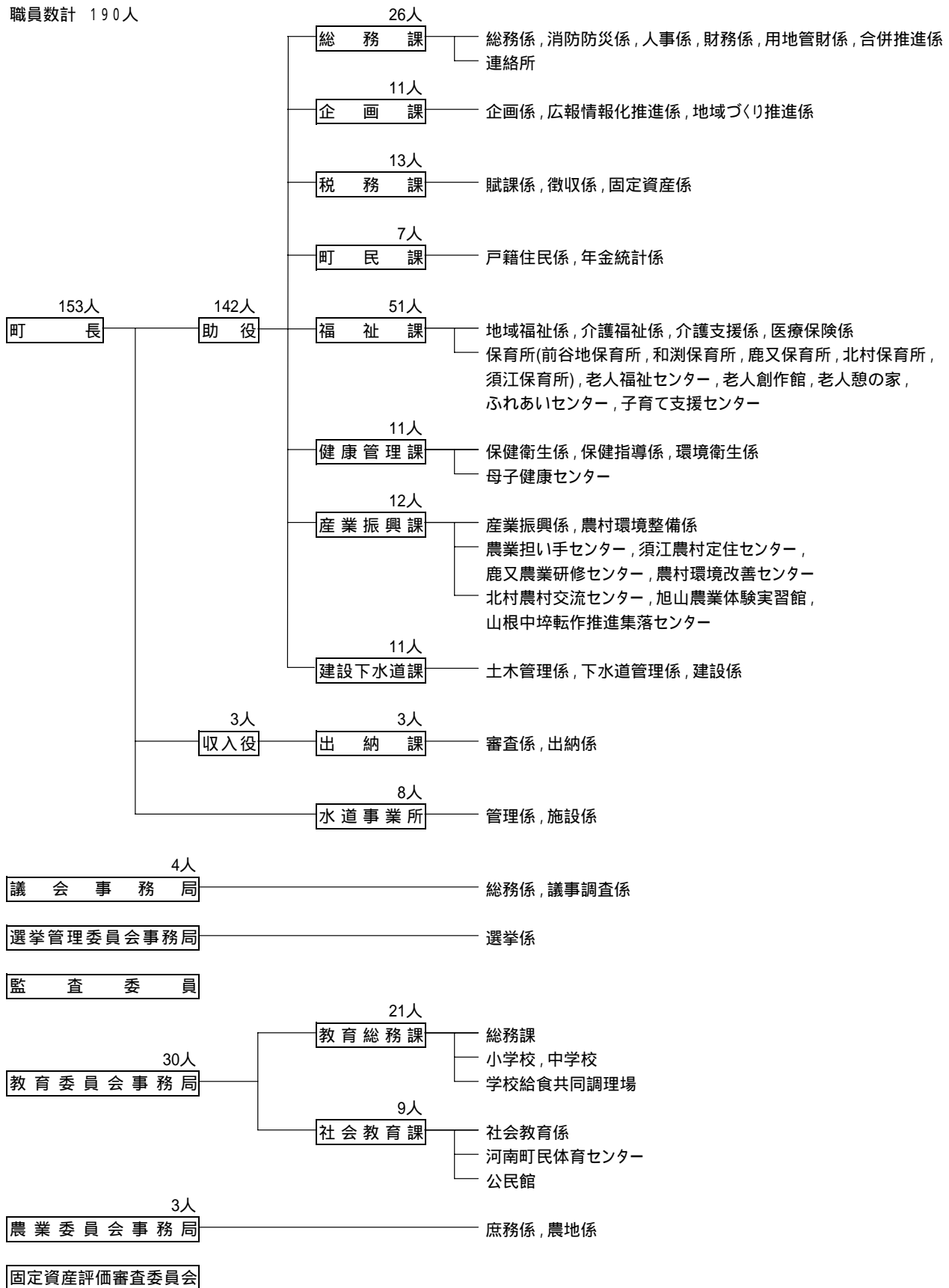
(平成15年4月1日現在)



河南町行政組織図

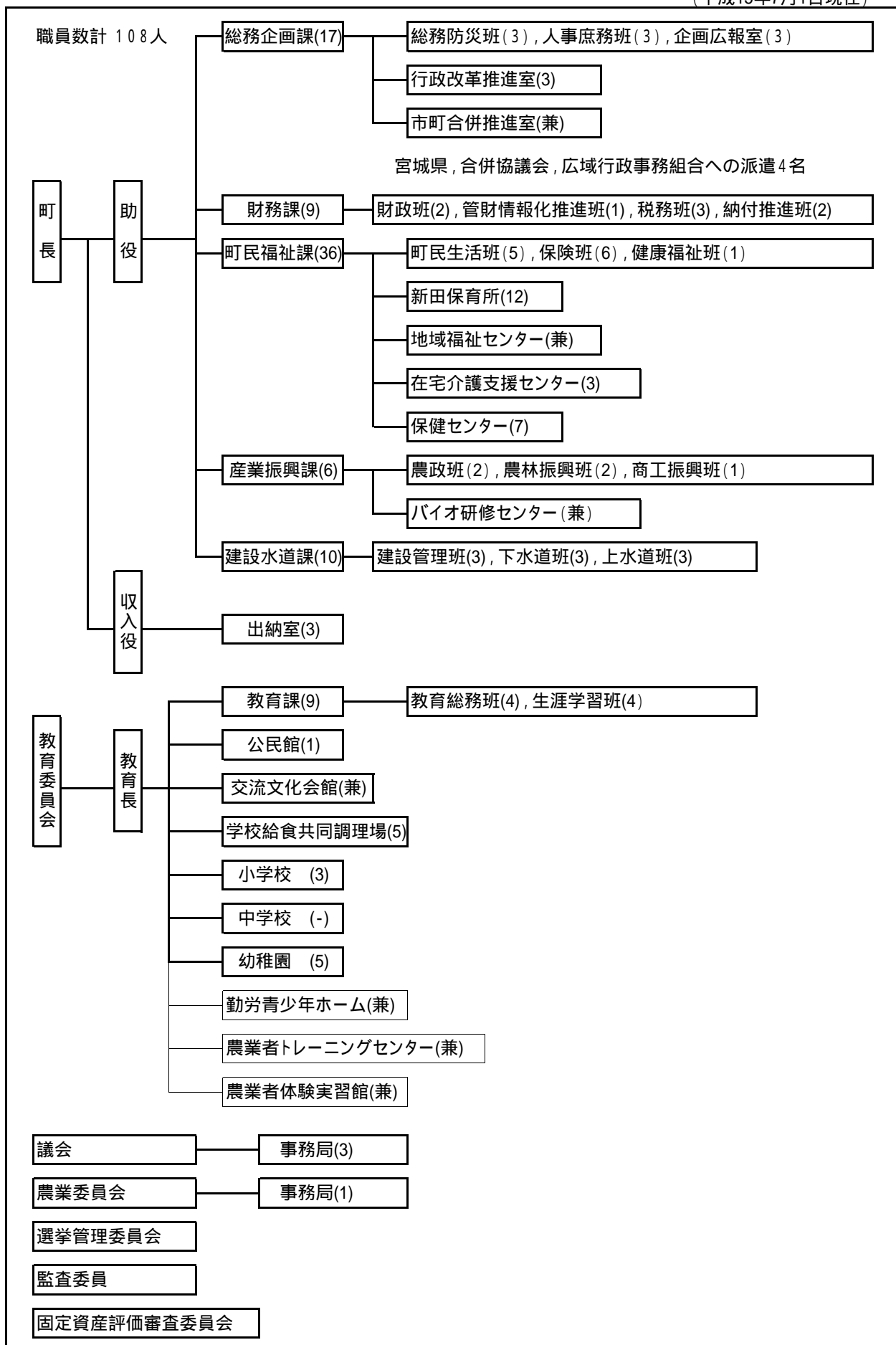
(平成15年4月1日現在)

職員数計 190人



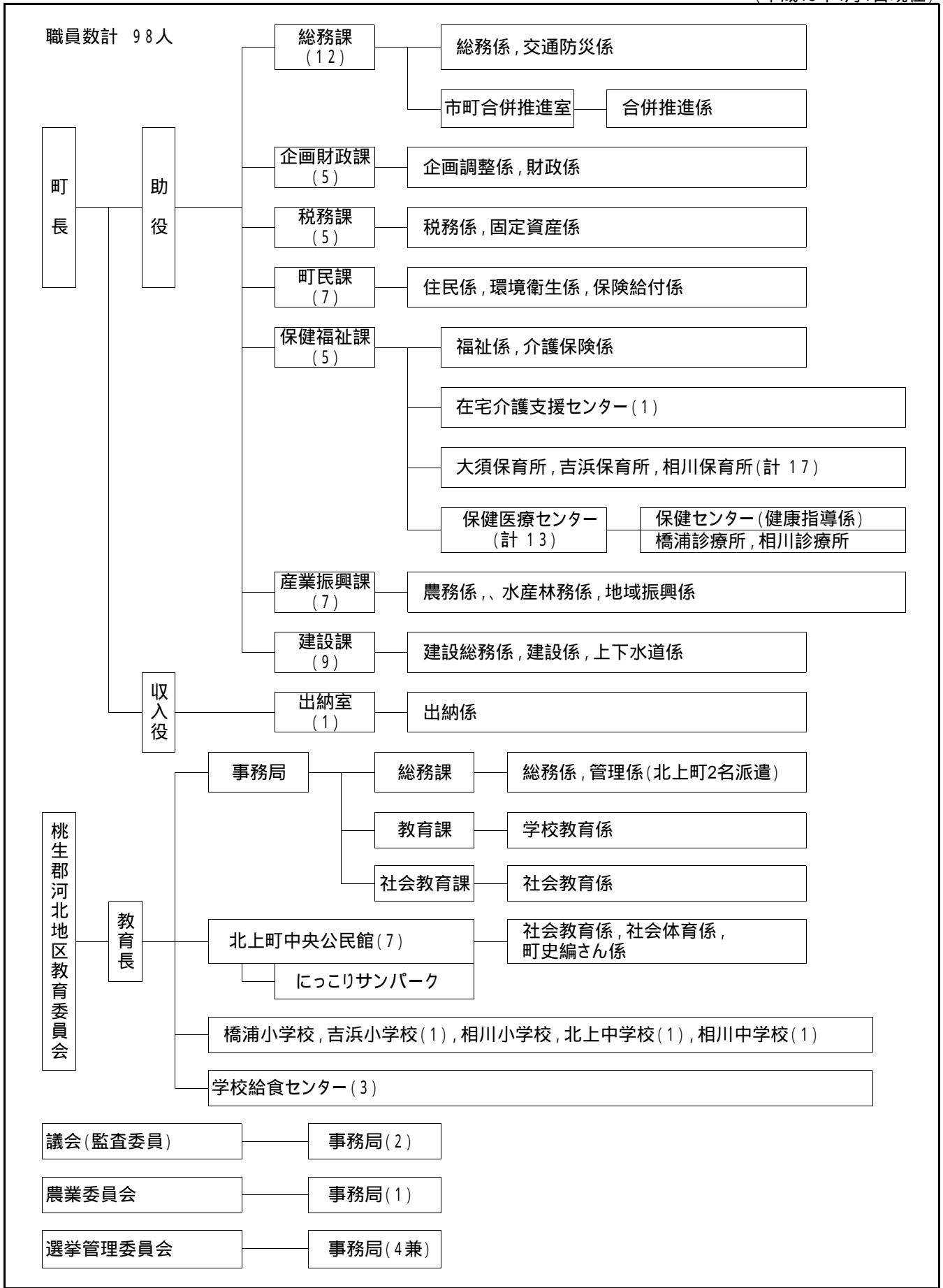
桃生町行政組織図

(平成15年7月1日現在)



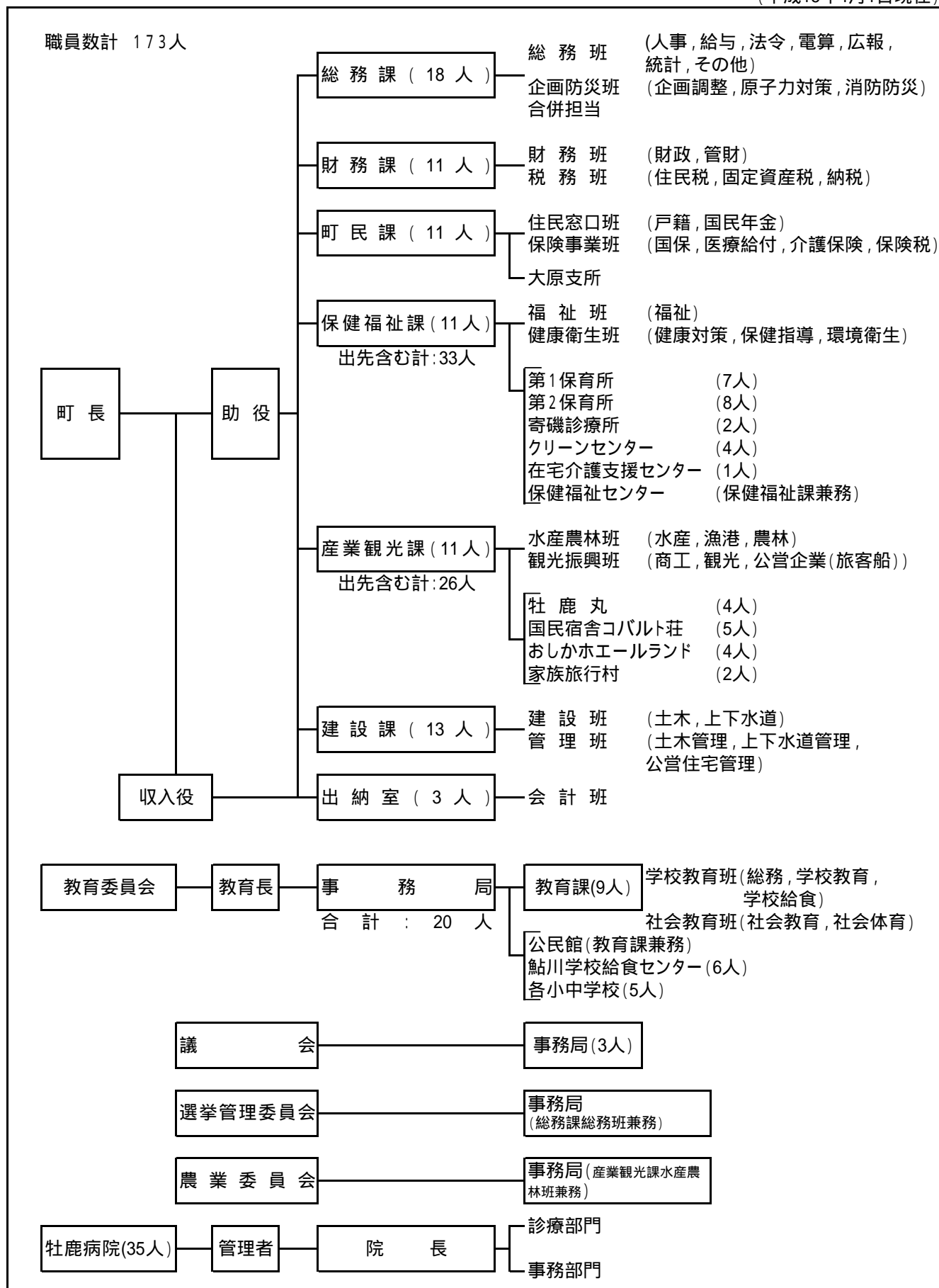
北上町行政組織図

(平成15年4月1日現在)



牡鹿町行政組織図

(平成15年4月1日現在)



事務組織及び機構の取扱いに関する法令（抜粋）

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（地方公共団体の法人格とその事務）

第2条 地方公共団体は、法人とする。

2～13 省略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げようしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

16～17 省略

（地方公共団体の事務所の設定又は変更）

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

（行政機関の設置・国の地方行政機関の設置の条件）

第156条 普通地方公共団体の長は、前条第1項に定めるものを除く外、法律又は条例の定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

2 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定める。

3 第4条第2項の規定は、第1項の行政機関の位置及び所管区域にこれを準用する。

4～5 省略

（都道府県の局部・分課及び市町村の部課）

第158条 省略

2～6 省略

7 市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

（支庁及び地方事務所等の長）

第175条 都道府県の支庁若しくは地方事務所又は市町村の支所の長は、事務吏員を以てこれに充てる。

2 前項に規定する機関の長は、普通地方公共団体の長の定めるところにより、上司の指揮を受け、その主管の事務を掌理し部下の吏員その他の職員を指揮監督する。

(委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等)

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- (1) 教育委員会
- (2) 選挙管理委員会
- (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- (4) 監査委員

2 省略

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- (1) 農業委員会
- (2) 固定資産評価審査委員会

4 前3項の委員会若しくは委員の事務局又は委員会の管理に属する事務を掌る機関で法律により設けられなければならないものとされているものの組織を定めるに当っては、当該普通地方公共団体の長が第158条第1項、第2項若しくは第6項又は第7項の規定により設けるその局部若しくは分課又は部課の組織との間に権衡を失しないようにしなければならない。

5～8 省略

先進事例

山口県周南市（平成15年4月21日合併）総合支所方式

新市における組織及び機構の整備方針は次のとおりとする。ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

総括方針

次の事項を基本として新市の組織機構を整備する。

- (1) 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織機構
- (2) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
- (3) 市民の声を適正に反映することができる組織機構
- (4) 簡素で効率的な組織機構
- (5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- (6) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
- (7) 地方分権に柔軟に対応できる組織機構
- (8) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織機構

個別整備方針

- (1) 新市の組織は本庁と支所とし、合併時においては2市2町の現有庁舎を有効活用する。
- (2) 徳山市役所を本庁とし、新南陽市役所、熊毛町役場、鹿野町役場については、現行組織から管理機能の一部を除き総合支所として設置する。
- (3) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。総合支所は、合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域振興の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を企画立案し、また、新市建設計画に予定される地域別整備方針の実現を任務とする。
- (4) 2市2町の支所、出先機関は現行のまま存続する。
- (5) 2市2町に設置されている行政委員会、委員及び付属機関については、原則として統合する。地域性により独自に設置されている付属機関等については、実態を考慮して整備する。また、委員構成等については、2市2町の実状、地域性に配慮し適切な措置を講ずるものとする。

熊本県あさぎり町（平成15年4月1日合併）本庁方式

新町行政組織・機構整備方針

新町における行政組織・機構は次により整備するものとする。

新町における行政組織・機構については、合併の趣旨をふまえ、合併の効果を最大限に生かすため、できる限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。このため合併時における行政組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。

- (1) 町民が利用しやすく、町民の声を適正に反映することができる組織・機構
- (2) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- (3) 新町建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (4) 行政課題や緊急時に即応できる機能的な組織・機構

長崎県五島市（平成16年8月1日合併予定）本庁方式

(1) 新市の組織及び機構については、「新市における組織・機構の整備方針」に基づいて、合併までに調整する。

(2) 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

【新市における組織・機構の整備方針】

1. 地方分権時代における各種行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
2. 市民の声を適正に反映することができる組織・機構
3. 市民にとってわかりやすく、利用しやすい組織・機構
4. 簡素かつ効率的で指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構

広島県三次市（平成16年4月1日合併予定）総合支所方式

1. 新市の組織及び機構については、次の事項を基本として合併までに調整するものとする。

- (1) 住民が利用しやすくわかりやすいこと
- (2) 住民の声を適正に反映できること
- (3) 簡素で効率的であること
- (4) 指揮命令系統が明確で責任の所在が明らかであること
- (5) 新市建設計画（新市まちづくり計画）を円滑に遂行できること
- (6) 行政課題等に迅速かつ的確に対応できること

2. 支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮するものとする。

3. 行政委員会については、関係法令の定めに従い設置する。

4. 付属機関については、原則として統一するものとする。

長崎県対馬市（平成16年3月1日合併予定）分庁方式

新市の事務所の位置は、厳原町に置く。また、現在6町の役場は支所とし、現在の支所・出張所はすべて出張所とする。なお、下記の機関については、次の町内に置くこととする。

- 福祉事務所・・・豊玉町
- 消防本部・・・厳原町
- 議会・・・・・・・・豊玉町
- 監査・・・・・・・・厳原町
- 農業委員会・・・上県町
- 教育委員会・・・上対馬町
- 選挙管理委員会・・・厳原町